

GS グローバル REIT ポートフォリオ(毎月分配型)

愛称：リートマスター

追加型投信／内外／不動産投信

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.8.9

毎月
分配型



愛称: リートマスター®



(上記の写真はイメージであり、本ファンドの投資物件ではありません。)

(注)「リートマスター」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社]

ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

■照会先

ホームページ
アドレス

電話番号

www.gsam.co.jp

03-4587-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	不動産投信	その他資産(投資信託証券 (不動産投信))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS グローバル REIT ポートフォリオ(毎月分配型)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年8月8日に関東財務局長に提出しており、2025年8月9日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：6兆9,094億円(2025年5月末現在)

資本金：4億9,000万円(2025年8月8日現在)

グループ資産残高(グローバル)：2兆8,196億米ドル(2024年12月末現在)

ファンドの目的

日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されているリート(不動産投資信託)に分散投資を行うことにより、高水準のインカム・ゲインの獲得を図りつつ、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1 世界各国のリートに分散投資を行い、安定した配当収入の確保と信託財産の成長を追求するファンドです。(外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。)
- 2 運用上の参考指標として合成参考指標*を用い、投資対象国・地域の市場の成長性やバランスに留意したポートフォリオを構築します。
- 3 毎月の決算時(毎月8日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、リーートの配当等収益を中心に、原則として収益分配を行います。また、基準価額水準や市況動向等によっては、最大で年4回、リーートの値上がり益や為替の評価益等も勘案して分配を行う場合があります。

* 合成参考指標：S&P先進国リート・インデックス(除く米国、トータル・リターン、円ベース)とS&P先進国リート・インデックス(トータル・リターン、円ベース)を1対1の割合で合成(以下「合成参考指標」ということがあります。)。合成参考指標は、将来見直されることがあります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびグローバル REIT ポートフォリオ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。))の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMニューヨーク」、「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、リートおよび為替の運用を行います。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

リート(不動産投資信託)とは

リート(REIT: Real Estate Investment Trust=不動産投資信託)とは、多数の投資家から資金を集めて、オフィスビル、倉庫、ショッピング・モール、集合住宅などのさまざまな形態の不動産を所有し、管理、運営することを目的とする会社のことです。

投資先の不動産から得られる賃料収入や売却益などを投資家に配当金として分配する仕組みになっています。

ファンドの仕組み(概念図)

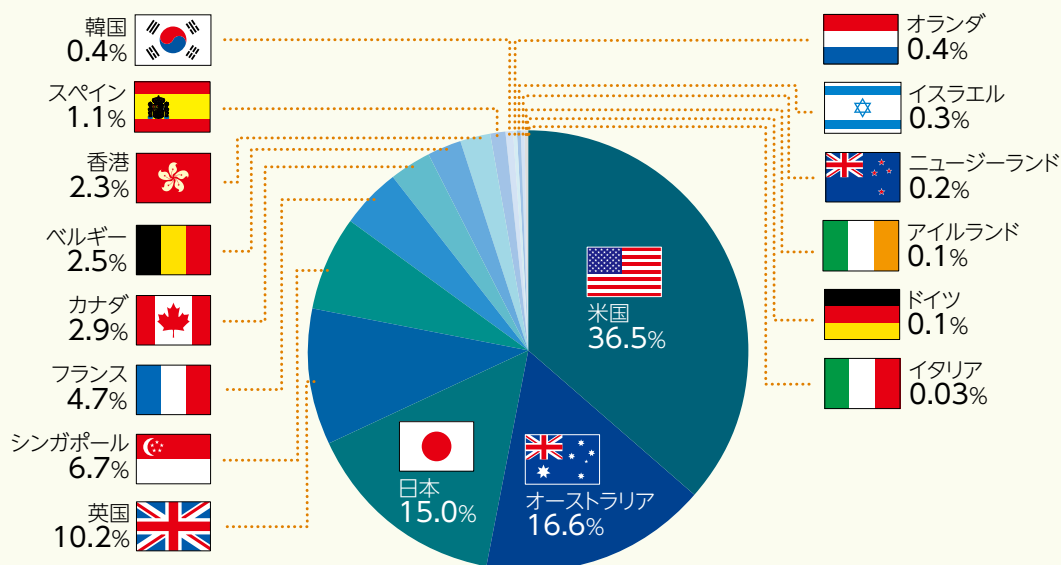


リート(REIT)は、国によって呼称が異なる場合があります。
本ファンドはファミリーファンド方式による運用を行います。上記ではマザーファンドの記載が省略されています。

主な投資対象国

本ファンドは米国の比率を抑えた合成参考指標を用い、市場の成長性やバランスに留意したポートフォリオを構築します(合成参考指標は、将来見直されることがあります。)

参考指標の国別構成比率



2025年5月末現在

出所: S&P先進国リート・インデックス(除く米国)とS&P先進国リート・インデックスを1対1の割合で合成

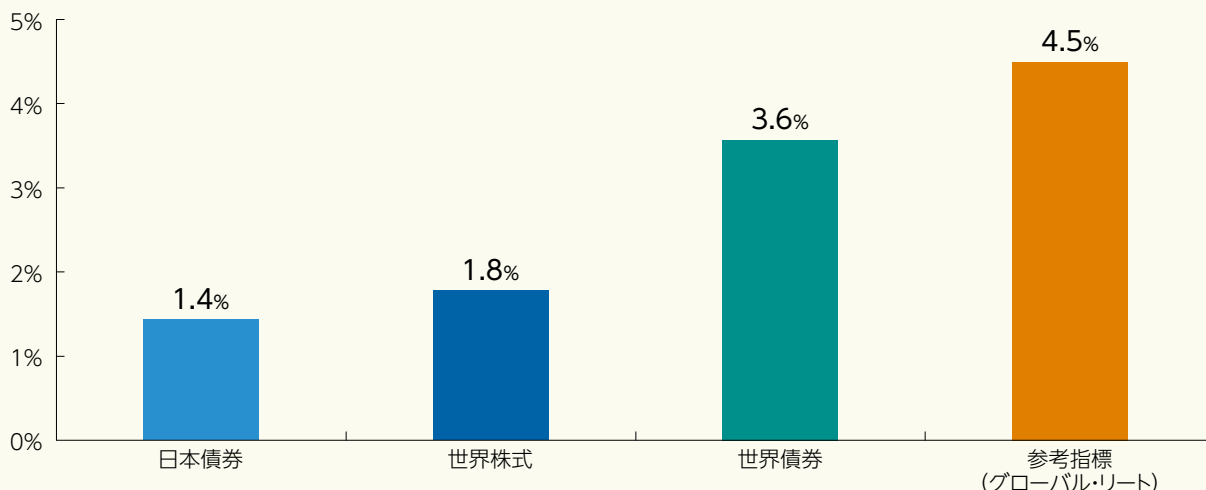
上記の国には地域を含みます。

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。また、上記は参考指標の比率であり、本ファンドの運用実績ではありません。なお、上記すべてに投資するとは限らず、上記以外に投資する場合があります。

リートの配当利回り

主に賃料収入を収益源としたグローバル・リートの配当利回りは、相対的に高い水準です。

各資産の利回り水準



2025年5月末現在

出所：ブルームバーグ、MSCI

日本債券：NOMURA-BPI総合

世界株式：MSCIワールド・インデックス

世界債券：ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス

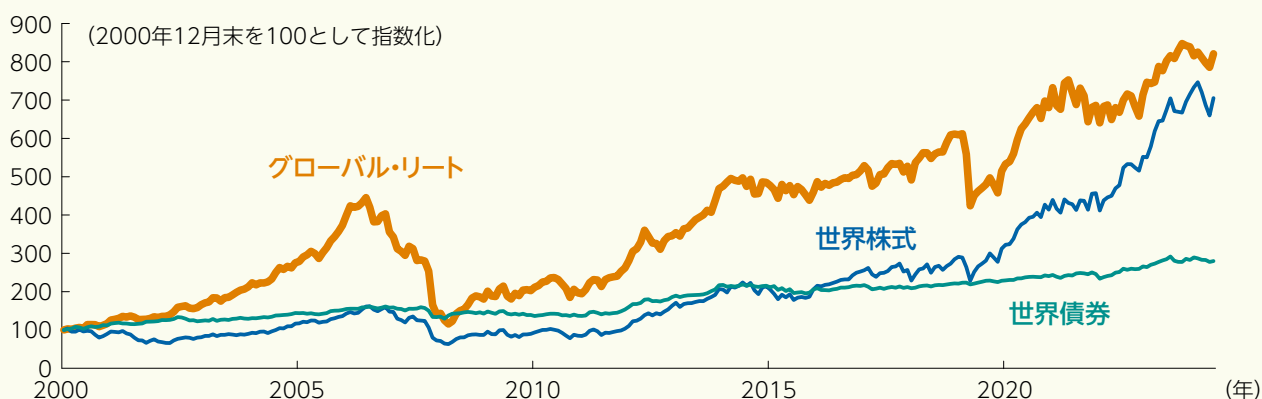
グローバル・リート：S&P先進国リート・インデックス(除く米国、トータル・リターン、ドル・ベース)とS&P先進国リート・インデックス(トータル・リターン、ドル・ベース)を1対1の割合で合成

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスの配当利回りおよび利回りのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておらず、ご留意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

主要資産とリートの値動き

リートは株式や債券と比較すると値動きの幅が大きい傾向が見られます。

各資産の値動きの推移(配当・利息を含む)



期間：2000年12月末～2025年5月末

出所：ブルームバーグ、MSCIのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

グローバル・リート：S&P先進国リート・インデックス(除く米国、トータル・リターン、円ベース)とS&P先進国リート・インデックス(トータル・リターン、円ベース)を1対1の割合で合成。価格変動と配当収益を加味した指数

世界株式：MSCIワールド・インデックス(円ベース、配当込み)

世界債券：ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス(円ベース)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておらず、ご留意ください。本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループに属するグローバル不動産証券チームが行います。グローバル不動産証券チームは、ファンダメンタル株式運用グループの他の運用チームやグローバル債券・通貨運用グループ、ゴールドマン・サックスの不動産投資担当チーム*1と情報共有を図っており、必要に応じそれらのリサーチ情報を活用することが可能です。「市場動向」「経営者」「財務内容」「バリュエーション」に着目したボトムアップ・アプローチにより銘柄の調査を行います。

*1 米国を中心とした商業不動産への直接投資を通じて、多様な地域・経済セクター・物件タイプ等についてリサーチしています。

ファンダメンタル・リサーチの実施

- 各地域の市場調査
- 資産の精査／物件の視察
- 財務諸表やその他補足資料の調査
- 各企業、各セクターごとのリスクの分析
- 経営者へのインタビュー
- バリュエーションの算出

チーム内でのディスカッション

- 投資対象銘柄間での相対評価の実施：
 - － 当該企業が属するセクターの長期乗数（株価を1株あたりFFO*2で除したもの）に、各企業の分析に基づき調整を加えた乗数を算出
 - － 期待リターンに基づくランキングの実施

*2 Funds From Operation：通常の営業活動に伴うキャッシュフロー。
FFO＝純収益＋減価償却費－不動産売却益（＋不動産売却損）

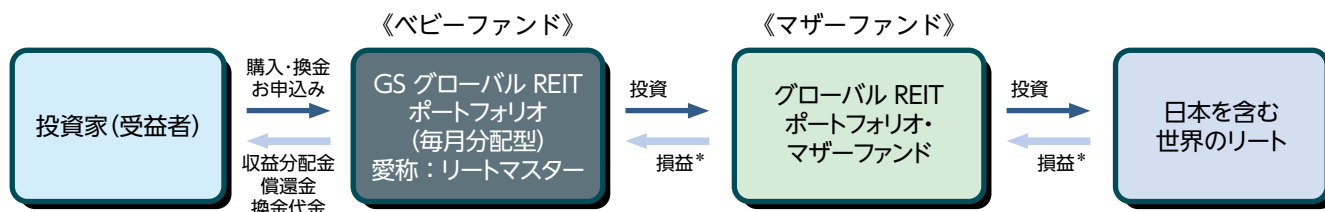
ポートフォリオを構築

- マクロ経済分析
- 通貨見通し
- 資本市場の見通し
- 各国固有のリスク

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



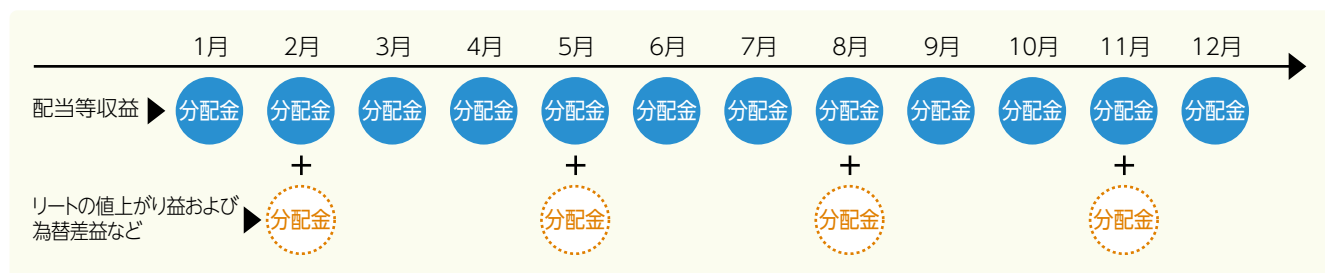
* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

主な投資制限

- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を含みます。)および短期金融商品以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月8日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、リートからの配当等収益を中心に収益分配を行います。また、基準価額水準や市場動向等によっては、最大で年4回(毎年2月、5月、8月、11月の決算時)、リートの値上がり益や為替差益等も勘案して収益分配を行う場合があります。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

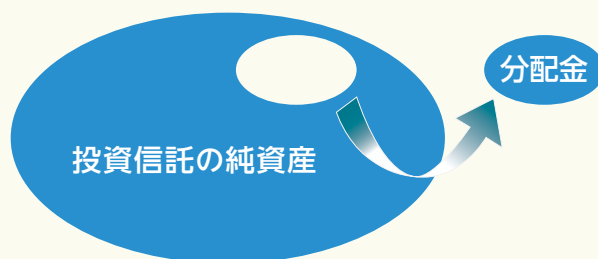


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



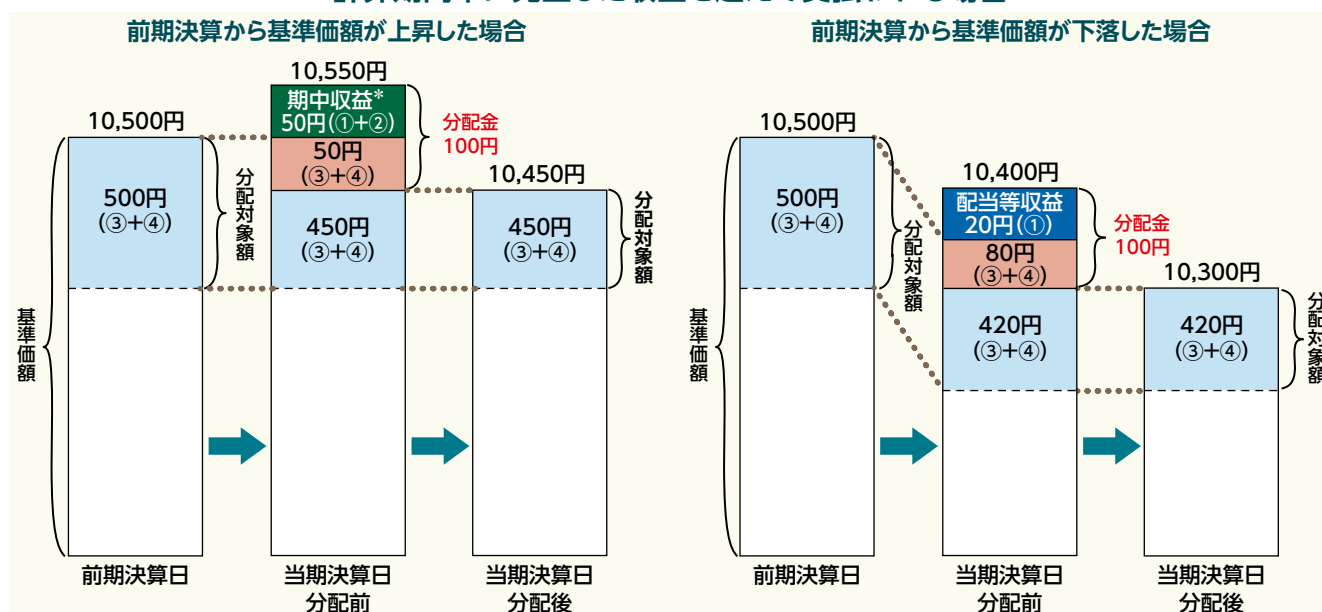
収益分配金に関わる留意点(続き)

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

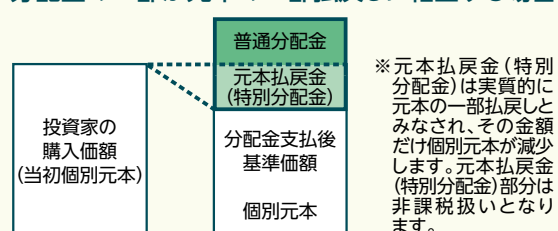


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

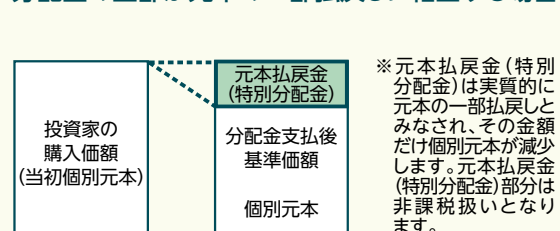
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

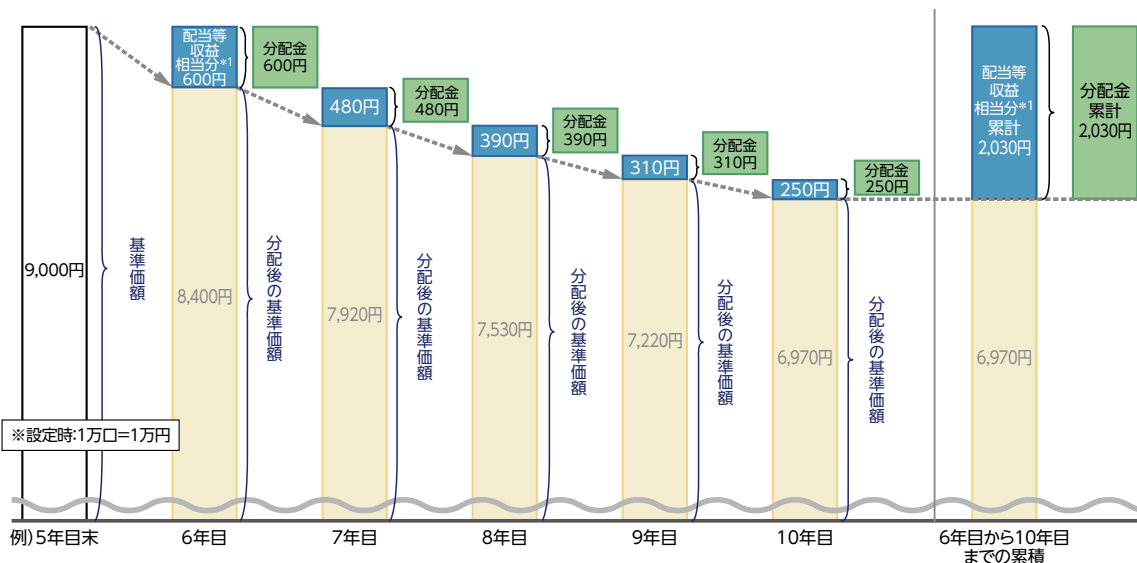
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

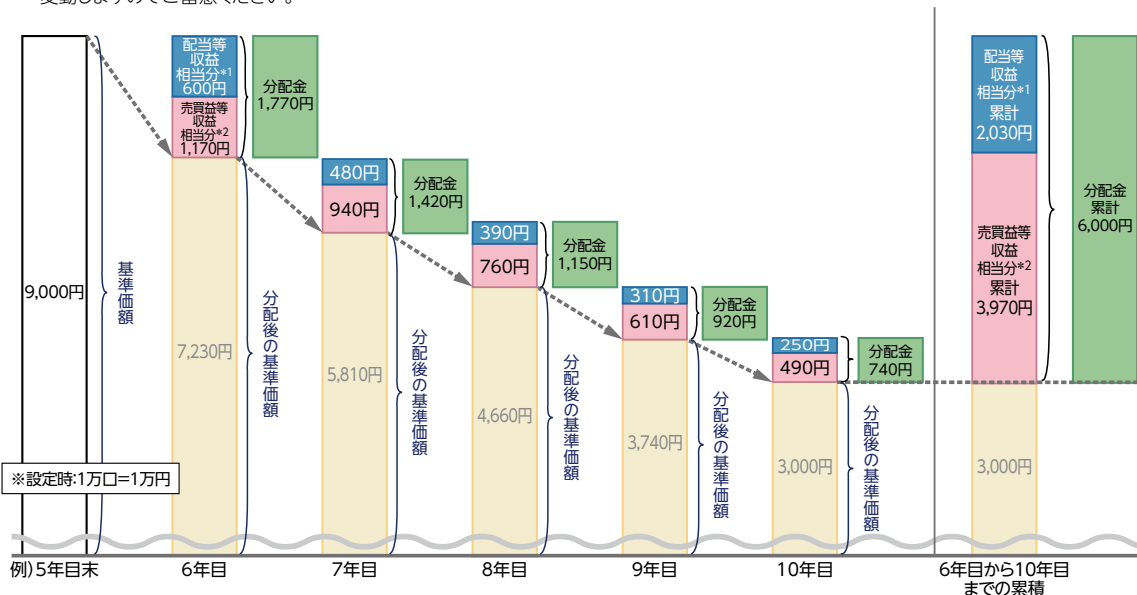
①配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



②配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



*1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

*2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



リート投資リスク

本ファンドは、世界のリート(不動産投資信託)を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、リート投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、リート等の組入資産の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に世界のリート市場の下降局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。リートへの投資リスクとして、主に以下のものが挙げられます。

●価格変動リスク

一般に、リートの市場価格は、リートに組み入れられる個々の不動産等の価値や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組み入れられるリートの市場価格は下落する可能性があります。

●収益性悪化リスク

リートは、その収益の大部分を賃料収入が占めており、景気動向や不動産の需給の影響により、賃料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行・倒産等によって賃料収入が低下し、収益性が悪化することがあります。また、管理コストの上昇、税制・環境・都市整備等に関する法令の変更によるコスト・税金の増大、組入れ不動産の滅失・破損等によっても、収益性が悪化することがあります。このような場合、収益性の悪化がリートの市場価格の下落をもたらすこともあります。また、収益性の悪化により、本ファンドが受領するリートからの配当金が減少することもあります。

●信用リスク

リートの資金繰りや収益性の悪化によりリートが清算され、投資した資金を回収できないこともあります。

●カントリー・リスク

本ファンドは先進国を中心とした世界のリートに投資しますが、各国の政治・経済情勢や税制の変更などにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。



為替変動リスク

本ファンドの主要な投資対象である世界のリートは、原則として現地通貨建てとなり、したがって本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、世界の通貨安を背景とした円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

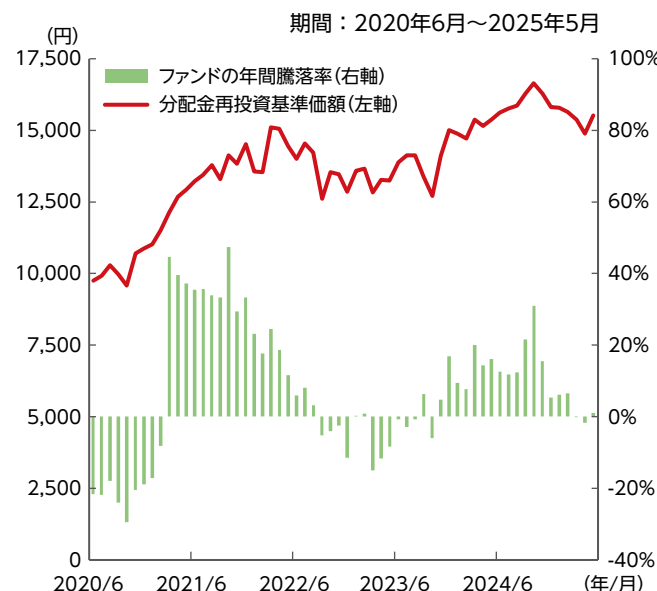
運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

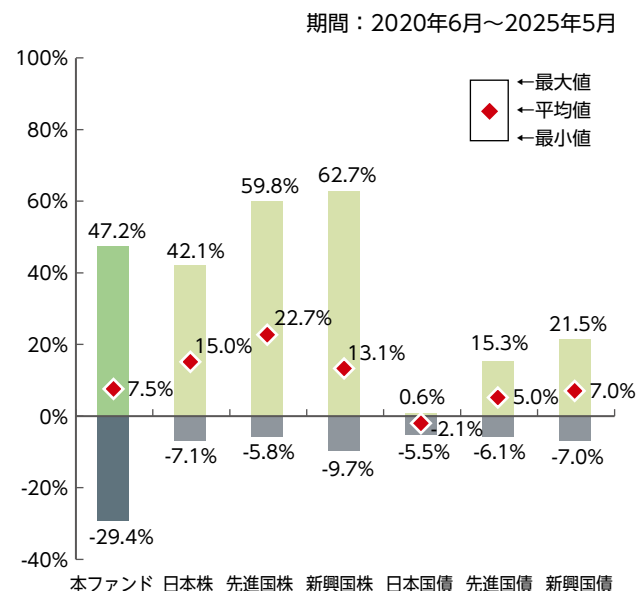
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者 (以下総称して「MSCI当事者」といいます) は、MSCIの情報について一切の保証 (独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません) を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

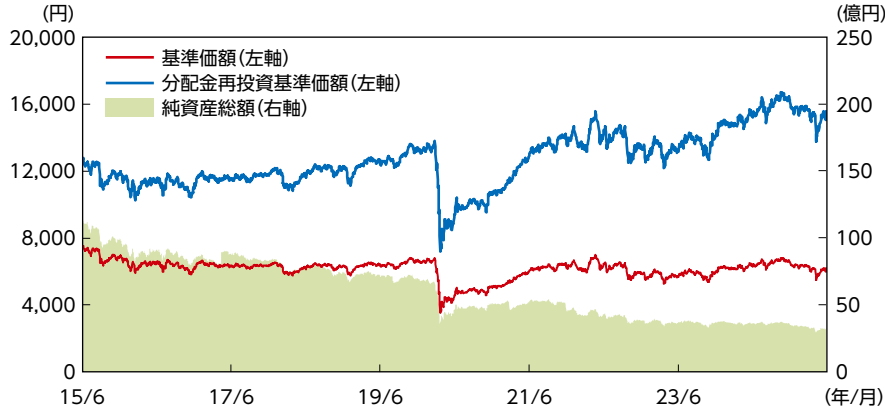
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

2015年6月1日～2025年5月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	24 6/10	24 7/8	24 8/8	24 9/9	24 10/8	24 11/8	24 12/9	25 1/8	25 2/10	25 3/10	25 4/8	25 5/8	直近1年累計	設定来累計
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	240円	5,065円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

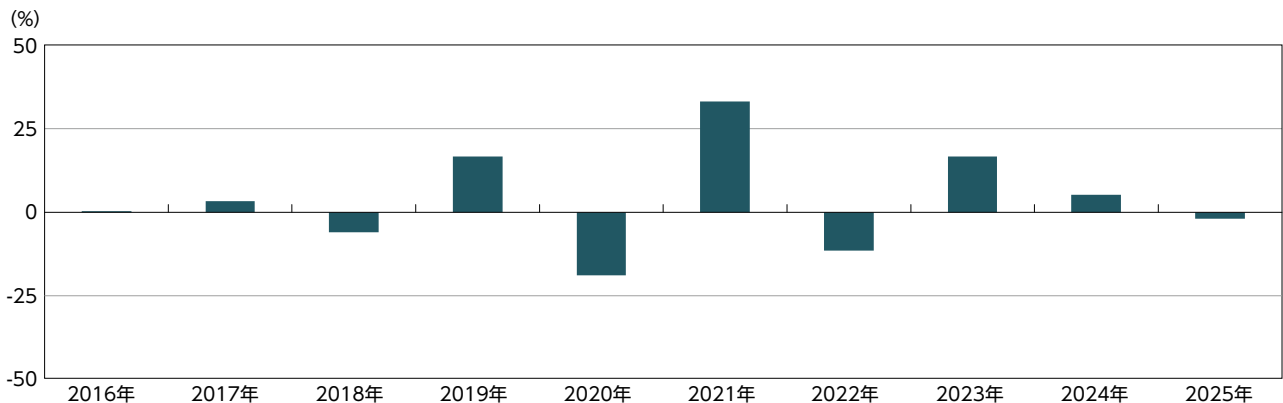
	銘柄名	国名	業種(セクター)	比率
1	プロロジス	米国	オフィス・産業用施設	4.6%
2	GPTグループ	オーストラリア	多業種投資型	3.9%
3	ウェルタワ	米国	医療・介護施設	3.9%
4	デジタル・リアルティ・トラスト	米国	多業種投資型	3.5%
5	サイモン・プロパティ・グループ	米国	小売・商業施設	3.3%
6	エクイニクス	米国	多業種投資型	3.1%
7	ビシニティ・センターズ	オーストラリア	小売・商業施設	3.0%
8	KDX不動産投資法人	日本	多業種投資型	3.0%
9	産業ファンド投資法人	日本	オフィス・産業用施設	2.8%
10	VICIプロパティーズ	米国	多業種投資型	2.5%

組入上位国*

	国名	ファンド	参考指標
1	米国	43.1%	36.5%
2	オーストラリア	15.7%	16.6%
3	日本	11.5%	15.0%
4	英国	8.8%	10.2%
5	フランス	7.7%	4.7%
6	シンガポール	3.8%	6.7%
7	カナダ	3.3%	2.9%
8	香港	2.0%	2.3%
9	スペイン	1.1%	1.1%
10	ベルギー	0.8%	2.5%

*上記はマザーファンドの対純資産比率です。
上記の国には地域を含みます。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。

お申込みメモ

 購入時	購 入 単 位	販売会社によって異なります。
	購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換 金 単 位	販売会社によって異なります。
	換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込について	購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）
	申 込 締 切 時 間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	購 入 の 申 込 期 間	2025年8月9日から2026年2月6日まで （申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信 託 期 間	原則として無期限（設定日：2007年2月22日）
	繰 上 償 還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
	決 算 日	毎月8日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
	収 益 分 配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運 用 報 告 書	年2回（5月および11月）の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課 税 関 係 （ 個 人 の 場 合 ）	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用						
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.85% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。				
換金時	信託財産留保額	なし				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して			年率 1.738% (税抜1.58%)	
		内訳			各販売会社の取扱に係る純資産総額	
					300億円以下の部分	300億円超の部分
		支払先の配分 および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.825% (税抜0.75%)	年率0.77% (税抜0.7%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.825% (税抜0.75%)	年率0.88% (税抜0.8%)
	受託会社		ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.088% (税抜0.08%)	年率0.088% (税抜0.08%)	
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。						
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。				

※本ファンドは上場リートを実質的な投資対象としております。当該上場リートは市場の需給により価格形成されるため、費用は表示していません。また、上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2025年8月8日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.83%	1.73%	0.10%

- 対象期間は2024年11月9日～2025年5月8日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

